

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者			住 所
①	宮地エンジニアリング株式会社	元 請	東京都中央区日本橋富沢町9番19号
②	エム・エムブリッジ株式会社	元 請	広島県広島市西区観音新町1-20-24

2. 入札参加資格停止期間

令和5年11月21日から令和5年12月20日まで（1ヶ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域1

4. 事実概要

本件は、関西支社が発注した「第二京阪道路 門真高架橋東（鋼上部工）設計・工事（建設工事その1）」において、令和5年9月28日、上部工架設に先立ち国道1号BP中央分離帯へのベント基礎杭設置に向け、既設の地下埋設管の位置把握のためボーリング調査を行っていたところ、埋設管を切断し、周辺（約40軒）を停電させたもの。

5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により公衆損害事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第5号に該当する。

（参考1）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領 別表第1第5号

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 契約課

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかると部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかると部分を除く。

※5 地域4にかかると部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。